いし[28]」従業員代表にしても、B.S.の中で何が生じていようと関心を示さないのである。この理由は、正確に把握できない。管理の社会的次元の問題とも考えられる。ある分析が社会政策の精緻化と調査から離脱した用具として存在するのであれば、B.S.もその影響を受けているのであろう。結果がある社会政策に関わりを持ち、協議された社会計画が明確になるのであれば、利用者は、ある現実を計量化しただけでは満足するものではないはずである[29]。

つぎに、法的B.S.が従業員関係を、P.T.T.が各地区の部門別測定を強調していることから、これらの問題に目を向けよう。従業員の配属、移動、新規採用、昇進、勤務評定、職業関係、社会的行為などの人事管理を行う上で、階層組織の上部においてはこれらは調査対象になり、統計資料として活用されている。かかる意味からして、B.S.とは異なる「社会的行為評価表（bilan l'action social)は常にあるのである。公共組織体では、B.S.以外の社会問題の取組みはどうかと言えば、かかる評価表がこの用に供している。このことは、P.T.T.に限らず、他の組織体でも見られることである。この評価表の具体例は、「1980年度P.T.T.省社会問題サービス部門活動報告書(compte rendu d'activité 1980 du Service des Affaires Sociales-Ministère des PTT)」である。とくにここで明示されている「教育訓練（formation)」については、B.S.がさして興味を示さないで終わっているのとは対照的に、発展的に展開する基となるデータである。すなわち、このデータは、行政機関、公機関の一般部門に伝達されるのであるから、データ作成側からはこれら機関の不信感を生まないよう義務的データの作成に専念するのである。さらに「教育訓練」項目は、「労使調停技術委員会（comités Techniques Paritaires）」および「公務員上級委員会（conseil Supérieur de la Fonction Publique）」で協議の対象となっている[30]。

以上のように従業員の管理について、データが果たす役割は大きい。しかしながら人的情報、モティベーション、満足度、労働条件などの領域は、測定対象となっていないことが注目されねばならない。しかもB.S.とは異なるP.T.T.のデータの提示において形成の統計データは、研修生の数、研修生のコストなどで練られているが、「教育訓練の効率性」の問題は提起されないで終わっている。教育訓練の「社会行政サービス」もここにおいて、同様に扱われている。たしかに管理部門は複雑化しており、多くの問題が生じている。このことからすぐに部門に

分けて政策を決定し測定する部門政策は、受け入れられると考えられやすい。しかしこの部門政策が、すぐに企業の全体にわたる社会政策を打ち出すことは必ずしも可能とは言えない。すなわち「社会的行為が形成を犠牲にして存在するとしても、その行為が一層多額の支出が適切か否か、あるいは社会心理問題を避けるための人材採用基準を変更することが適切か否か(31)」という微妙な問題が生じるのである。

Ⅳ　おわりに

B.S.は、企業における真の社会の革新用具となりうる(32)。しかし、その評価については多様であり、大別すると次の2つに分けられる。B.S.は情報の内容はどうあれ、実際の情報を従業員、株主、一般大衆という三者に提供する情報用具(outil d'intormation)として機能すると唱える論者(33)と社会管理に向けた一段階であり、協議用具(outil de concertation)となるとする論者(34)である。

本稿では株主、一般大衆がB.S.をどのように受け止めているかという問題を扱わずに、従業員を主に検討してきた。B.S.は従業員向けの情報の作成と公開を重視するのに対して、これを受ける側は、関心を示さなかった。興味があるとすれば、一般従業員ではなく労働組合代表であり、企業委員会である。したがって、かかる意味での情報用具としてのB.S.の評価は、はなはだ低いと言わざるを得ない。これに対して、B.S.は各種情報を収集し、社会問題の認識と処理を促進するのであるから、新たな社会管理用具として用いられる。しかもさきに考察したようにP.T.T.における一般部門は分権化した形態では、社会にとっても、企業の上層部にとっても、社会の計画システムと社会管理システムに組み込みやすいのである。この計画を遂行するには、当然のこととして企業委員会および労働組合代表の同意が必要であり、教育訓練、安全衛生、労働条件の改善という三項目が協議されるのである。したがって、後者の論者の見解に軍配が上がるであろう。

B.S.の発展的利用を考えるならば、社会的タブロー・ドゥ・ボール(Tableau de Bord Social)との組み合わせがある。元来タブロー・ドゥ・ボールは、「責任者向けの全情報の収集(35)」であったものが、「社会的」という話が加わって、このように社会的タブロー・ドゥ・ボールと呼ばれることとなった。その内容は

次の通りである[36]。

「1. 社会的対話の道を確立すること。

2. より良き相互理解に向けて、努力の結果を数年にわたり測定すること。

3. 明確に企業に社会的行為を導くようにさせること。

4. 要するに社会的風土の改善用具である。」

上記のように概念的には理解される社会的タブロー・ドゥ・ボールは各人がさまざまな具体的構成要素、計算方法等を提案していることから考えても確立した段階のものではない。しかもB.S.との組み合わせて用いられる方法は、一つの提案としてしか受け取ることができない現状にあると考えられる。

P.T.T.はすでにタブロー・ドゥ・ボールを目的と実現との比較用具にしながら効率的な管理道具の基軸に据えている。この中で明示される指標は、サービスの質を問う上で絶好の材料となっているのである。また、資源の利用を示すこともできるタブロー・ドゥ・ボールは、財務管理的な側面からも投下資本の収益性を検討することもできるのである。結局、P.T.T.は、公共サービスの質を強調しながら、商工業を営む企業と何ら変わることはないのである[37]。そこに所属する公務員と民間企業の従業員との間にも、公共サービスを考える上で差異はない[38]。あるとすれば、公務員の方が多少強い公共サービスを備えた方がよいという位のものでしかない。このためには、他の公共組織体と強調が必要とされ[39]、B.S.と社会的タブロー・ドゥ・ボールが役立つであろう。

結局のところ、電信部門の人事サービス部長André Simoncini が「企業の最も貴重な資源である 168,000人の従業員を管理することは、1986年12月のB.S.作成委員会に提出した電信部門の中心的なテーマの一つである。」[40]と述べているように、B.S.が人事管理の面で果たした役割は大であると言わざるをえない。

(注)

(1) ①労働法 (code du Travail)に新たに入れることとなった (art.L438-1 à L438-10)1977年７月12日の法(loi du 12 juillet 1977)…J.O.du 13-7-77.
②B.S.で明示する情報リストを定める「1977年12月８日のデクレ(décret du 8 décembre 1977)」J.O. du 10-12-77.
③部門別指標リストを企業レベルで定める「1977年12月８日の４項目のアレ

テ(4 arrêtés du 8 décembre 1977)」…J.O. du 10-12-77.

(2) Postes et Télécommunicationsを略すとP.T.となるが現在この用語は使われていないことが多く、Postes, Télégraphes et Téléphones という旧来から使用されている略語をここで用いた。

(3) C.F.,"La notion francaise de fonction publique," Cahiers Francaise, n° 194, Janvier-fevrier 1980, p.14.

(4) Ibid.,p.14.

(5) Ibid.,p.15.

(6) Ibid.,p.15.
「私法」とは「人間と人間との関係にかかわる法規定全体」であり、「公法」とは「民間人と公共職員との間にかかわる法規定全体」である。
Jacques BRET,"Le droit des sociétés aux frontières du droit public et du droit prive" , Direction et Gestion, n° 4, Juillet-Aôut 1969, p.23.

(7) C.F.,op.cit.,p.16.

(8) ordonance du 4 février 1959.

(9) ordonance du 22 décembre 1958.

(10) L.411 á L.444 du code des communes.

(11) L.792 à L.896 du code de santé.

(12) décret du 16 novembre 1976 en application de la loi du 31 décembre 1975.

(13) ordonnance du 4 février 1959.

(14) 企業の適用規模、適用時期については以下の文献を参照 uされたい。
Marcel LALONDE,"Le bilan social",fo.hebdo, supplement au n° 1567, mercredi 8 novembre 1978, p.12.

(15) Loi du 12 juillet 1977, art. L.438-1.

(16) Loi du 12 juillet 1977, art. L.438-9.

(17) Loi du 12 juillet 1977, art. L.438-1. およびart L.438-9 からは直接的に適用対象としていないと解する。

(18) Loi du 12. juillet 1977 art 4 を解釈して適用。

(19) Nicole CAILLE-TALON, "Bilan Social et Indicateurs Sociaux internes

aux organisations publiques,"P&MP, 1984 vol 2 n° 2, P.66.

(20) Ibid.,PP.66-67.

(21) Ibid.,PP.68-81.
表は拙稿「フランス公企業の社会貸借対照表」『専修商学論集』46号　昭和63年9月　69頁-79 頁を参照にされたい。なお、拙稿中の表の左欄の訳は、次の文献を参照とした。
野村健太郎「フランス企業社会会計（二）」『会計』 115巻6号, 昭和54年6月, 169頁-175頁

(22) Ibid., P.67, P.82.

(23) Patrick Roger, "Bilan Social:derriere les chiffres, Revue francaise de Télécomunicotion,n° 42, Janvier, 1982, P.69.

(24) 一般郵便部門では予算上分権化したことも、分権化したB.S.の作成と公開に導くようになった原因の一つと考えられる。
Francois Hestin," la décentralisation budgétaire à la direction générale des post," Revus francaise de gestion, n° 21, mai-juin 1979, PP.87-88.

(25) Nicole CAILLE-TALON, op. cit., P.83.
Extrait de Bilan Social 1980. Résultats Régionaux. Direction Générale des Postes-Service du Personnel.
拙稿、前掲誌79頁

(26) Ibid., P.84
Extrait de Bilan Social des Télécommunications Région Rhône-Alpes et Région Auvergne(1980)
拙稿、前掲誌80頁

(27) Ibid., P.85.

(28) Ibid., P.85.

(29) Ibid., P.85.

(30) Ibid., P.86.

(31) Ibid., P.87.

(32) Martine Aubry,"Le bilan social, une innovation?", Droit Social,Juil.

août 1978 n° 7-8, P.267.

(33) Jean Fombonne,"Le bilan social; un outil d'information?", Personnel, Septembre 1980, n° 226, P.38.

(34) Gonzague Callies,"Apercu sur le bilan social des entreprises", Projet, Sept. 1980, n° 226, PP.1012-1013.

(35) Jean Meyer, "Le contrôle de gestion", Que sais-je?, PUF,1971, P.116.

(36) M.Gérard Desauty, "Le tableau de bord social, un outil de concertation dans l'entreprise de taille humaine", Humanism & Entreprise, n° 124, 1980. P.1.

(37) Alain Coursaget et Alain Sirot,"Les tableaux de bord aux Télécommunications",Revue francaise de gestion, mai-juin 1979, P.87.

(38) Laurent Blanc,"Qu'est-ce que la fonction publique", Cahiers Francais, n° 194, Janvier-février 1980, P.17.

(39) André Lajoinie," 《Les travailleurs des P et T n'ont pas de raison d'áccepter en 1988 ce qu'ils ont rejeté en 1987 》 déclare André Lajoinie à la Revue 《Telécoms》 ", Economie & politique, avril 1988, n° 132, P.22.

(40) Bilan social des Télécommunication, exercise1986, P.1.